

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十五号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「アからエ」を「アからウ」に

「ウ 緊急通報システムが設置されて
エ 高齢者仕様である場合」に

0.02

いる場合 0.04

を「ウ 高齢者仕様である場合 0.02」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。